

公民館だより

スポーツ少年団卒団式

村内で活動する各スポーツ少年団では、令和元年度に17人の団員が卒団しました。

各スポーツ少年団修了者は、次のとおりです。

蓬田サッカースポーツ少年団

阿部隼人 瀬谷祥平
橋本悠佑 若松結愛

ひらたミニバスケットボールスポーツ少年団

上遠野るか 我妻明衣 渡邊優菜

蓬田剣道スポーツ少年団

野澤史貴 石塚龍騎
今井広人 鈴木優花

小平スポーツ少年団(ソフトボール)

佐藤慎太郎 新妻優晟 遠藤新太
吉田昊生 渡邊瞬 笠巻心晴



ひらたミニバスケットボールスポーツ少年団



小平スポーツ少年団

こおりやま広域連携

中枢都市圏における

図書館の広域利用のご案内

記載の市町村にお住まいの方は、その中の図書館(室)を利用することができるようになりました。

各施設によってサービスの内容や利用方法が異なりますので、詳しくは利用される施設にお問い合わせの上、定められた規則に従ってご利用ください。

- | | |
|-------|-------|
| ■郡山市 | ■須賀川市 |
| ■二本松市 | ■田村市 |
| ■本宮市 | ■大玉村 |
| ■鏡石町 | ■天栄村 |
| ■猪苗代町 | ■石川町 |
| ■玉川村 | ■平田村 |
| ■浅川町 | ■古殿町 |
| ■三春町 | ■小野町 |

こおりやま広域図書

検索



法務局相続登記 Q & A

Q 私が亡くなった後、相続人がスムーズに相続手続きを進める方法がありますか？

A 遺言書を作成することをおすすめします。

遺言書を残さなかった場合、遺産分割協議で相続割合を変えることができますが、相続人間で採めることもあります。あなたの意思を遺言書として残しておくことで遺産分割協議をしなくても不動産の名義変更等の手続きを簡単に進めることができます。生前の家族の話し合いにより相続する人が決まっている場合でも遺言書を作成しておくメリットがあります。

また、遺言書によって相続人以外に財産を贈与(遺贈)することもできます。

ただし、兄弟姉妹以外が相続人となる場合には「遺留分」という最低限相続できる財産の割合があり、これを侵害している場合、遺産の所得者が他の相続人から遺留分を取り戻す請求をされることもありますので注意が必要です。

■不明な点はお問い合わせください。

■福島県司法書士会

☎024-534-7502

■福島地方事務局

☎024-534-2045



国民年金だより

住民課（年金担当） ☎ 55-3112

「学生納付特例」制度とは

学生のための保険料を、社会人になってから納める制度です。

- 対 象** 学校教育法に規定されている大学・大学院・短期大学・高等学校・専門学校などの各種学校に1年以上在学している20歳以上の学生が対象です。
- 審 査** アルバイトなどで得た前年の所得などの審査があります。
世帯主・配偶者の所得は関係せず、自分の所得のみが審査の対象です。
- 条 件** 次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。
《所得のめやす 118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等》

「手続きをすると将来の年金は――」

	老齢基礎年金		障害基礎年金・ 遺族基礎年金
	年金の受取資格	年金額	年金の受取資格
学生納付特例	○	×	○
保険料未納	×	×	×

〈申請場所〉

役場、全国の年金事務所など ※学校によっては学生課などで受け付けている場合があります。

〈必要なもの〉

- ・申請書（各所受付窓口にあります。もしくは日本年金機構HPよりダウンロード）
※学校によっては設置していない場合があります。
- ・在学証明書もしくは学生証の写し ・基礎年金番号がわかる書類（年金手帳など）

令和元年度に学生納付特例制度の承認を受け、保険料の納付猶予を受けている方で、令和元年度も引き続き在学予定の方に対して、日本年金機構から基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の申請書が送付されます。

令和元年度も同一の学校に在学されている方は、送付されたハガキを返送いただくことにより、令和2年度の申請ができます。（この場合は、在学証明書や学生証の写しの添付は不要です。）

「将来に受け取る年金額を増やすために保険料の「追納」ができます。」

将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば免除等を受けた期間の保険料をさかのぼって納める「追納」ができます。

- *ただし、3年度以上さかのぼって保険料を納める場合は、当時の保険料に一定額が加算されます。
- *お申し込みは、年金事務所でお手続きください。

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一、病気やけがで障害が残った時に、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行っていないと、障害年金を受け取れない可能性があります。

学生納付特例制度についての詳しいご相談は、役場やお近くの年金事務所にご連絡ください。

住民課 ☎ 55-3112 / 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434